

旅行条件書（宿泊サービスのみの国内手配旅行）

この旅行は、一般社団法人豊岡観光イノベーション（以下「当社」といいます。）が手配するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面であり、また、宿泊サービスのみの国内旅行（当社旅行業約款第2条第2項で定めます。）の手配に関する旅行契約が成立した場合には、同法第12条の5に定める契約書面の一部として取り扱います。

当社の旅行業約款手配旅行の部（以下「当社約款」といいます。）で定義する用語については、本旅行条件書において用いることとします。

第1条（手配旅行契約）

1. 本旅行条件書の対象となる旅行は、当社がお客様のために媒介する、国内の宿泊機関における宿泊とします。
2. 本旅行条件書において「旅行契約」とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために媒介することにより、お客様が宿泊機関の提供する宿泊サービス（付随するサービスを含みます。）の提供を受けられるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
3. 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、満員、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、手配旅行契約に基づく当社の債務は終了します。

第2条（旅行の申し込みと旅行契約の成立時期）

1. 当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、以下のいずれかの方法により予約の申し込みをするものとし、その際の申込金は不要とします。
 - (1) 当社が運営するインターネット上の旅行サイト「ふらっと、リトリート TOYOOKA」（以下「当サイト」といいます。）において、当社所定の方法によりオンライン入力する方法
2. 旅行契約の成立時期は、以下のとおりとします。
 - (1) 当サイトに予約申し込みした場合、お客様が、本旅行条件書に記載された旅行契約の内容（第3条1項に定めます。）および旅行条件等に同意のうえ予約申し込みを行い、当該予約申し込みが当社によって承諾された時点とします。当社は、かかる承諾後直ちに、予約成立した旨をメールにてお知らせいたします。

第3条（申し込み条件）

1. 当社は、以下の事項を当サイトに表示するものとし、その記載は、本旅行条件書の一部を構成するものとみなします。
 - (1) 宿泊する施設および宿泊サービスの内容
 - (2) 旅行日程
 - (3) 旅行代金その他宿泊に通常要する費用
 - (4) 宿泊機関が提示する取消料、変更料、その他旅行契約の変更または取消の条件
 - (5) 旅行地における安全確保または衛生に関する特別の注意事項があるときは、当該事項
 - (6) その他の旅行条件
2. 当社は、旅行契約成立後、第1項各号の事項を掲載した予約確定書を、メールにてお客様に提示します。
3. お客様は、第1項により表示された事項、本旅行条件書、当社旅行業約款、別途定める「ふらっと、リトリート TOYOOKA 利用規約」を確認し、これらに同意のうえ、旅行の申し込みを行うものとします。
4. お客様が申し込み時点で未成年者である場合は法定代理人（親権者など）の同意を得て、申し込みを行ってください。
5. 健康を害している方、身体に障害のある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、予めその旨を宿泊機関へお申し出ください。当社へご連絡をいただいた場合は宿泊機関にその旨をお伝えします。この場合、宿泊機関がお客様のために講じた特別な措置に要する費用に関する請求が発生した場合の当該費用はお客様の負担とします。

第4条（取引条件説明書面・契約書面の交付）

1. 当社は、本旅行条件書に記載した事項を、それを記載した書面の交付に代えて、当サイトに掲示し、お客様はこれを申し込み時に必ず閲覧するものとします。お客様は、当社がこの方法により契約内容を通知することに同意するものとします。

第5条（旅行代金の支払い）

1. 旅行代金とは、当社が手配する宿泊サービスにかかる宿泊料その他の宿泊機関に対して支払う費用（以下「宿泊料金」といい、通常、サービス料および消費税を含みます。）および当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料および取消手数料を除きます。）をいいます。

2. 本旅行条件書による旅行において、宿泊料金は、当社がお送りするメールリンクからクレジットカードで当社にお支払いください。

第6条（通信契約）

1. 「通信契約」とは、当社（または当社約款第4条に基づき当社の手配を代行する者。以下本条において同じです。）が提携するクレジットカード会社（当社と契約するクレジットカード決済代行業者を通じて提携している場合を含みます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）との間で、所定の伝票への会員の署名なくして会員のクレジットカードによる旅行代金等の支払いを受けることを条件に、オンライン入力による旅行の申し込みを受けて締結する旅行契約をいいます。
2. 通信契約は、通常の旅行契約の旅行条件に加え、以下の条件に従うものとします。
 - (1) 会員は、当社または当社が契約するカード決済代行会社に対し、申し込み時に「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社所定の方法により通知するものとします。
 - (2) 会員および当社が通信契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日（カード利用日）は、以下のとおりとします。
 - [1] 会員が支払うべき旅行代金については、契約成立日
 - [2] 会員が支払うべき追加費用については、支払うべき金額を当社が会員に通知した日
 - [3] 当社が支払うべき払戻金については、払い戻すべき金額を当社が会員に通知した日
 - (3) 当社は、お客様のクレジットカードで決済できない場合、通信契約の締結をお断りし、旅行契約を解除することができます。

第7条（旅行契約の内容変更）

1. 当社は、お客様が旅行日程、宿泊サービスの内容その他の旅行契約の内容変更を求める場合、可能な限りその求めに応じます。
2. お客様は、前項の変更を求める場合、電話、メールその他の連絡手段にて当社に連絡するものとします。
3. お客様は、第1項の旅行内容の変更により発生する変更料・違約料等を、当サイトに記載されたキャンセルポリシー（以下「提示キャンセルポリシー」といいます。）に従い支払うものとします。なお、提示キャンセルポリシーは、原則として宿泊機関の約款に基づくものですが、宿泊機関との特約により当該約款と異なる場合があります、この場合には、提示キャンセルポリシーを優先します。
4. 第1項の旅行契約の内容の変更によって生ずる宿泊料金の増加または減少はお客様に帰属するものとします。

5. 第1項の変更をする場合、お客様は、当社が定める旅行業務取扱変更手数料金を支払うものとします。

第8条（お客様による旅行契約の任意解除）

1. お客様は、次の各号の費用を支払うことを条件に、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) お客様がすでに提供を受けた旅行サービスの費用
 - (2) お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料として、サービス提供者に支払うべき費用
 - (3) 当社所定の取り消し手数料
2. お客様は、前項の解除をする場合、電話、メールその他の通信手段で当社へ取消依頼を行うものとします。
3. お客様は、第1項の旅行契約の解除により発生する取消料・違約料等を、当サイトに記載された提示キャンセルポリシーに従い支払うものとします。不泊の場合についても同様とします。なお、提示キャンセルポリシーは、原則として宿泊機関の約款に基づくものですが、当該機関との特約により当該約款と異なる場合があります、この場合には、提示キャンセルポリシーを優先するものとします。
4. 第1項の解除をする場合、お客様は、当社が定める旅行業務取扱取消手数料金を支払うものとします。

第9条（当社の責に帰すべき事由による旅行契約の解除）

お客様は、当社の責に帰すべき事由により宿泊サービスの手配が不可能となった場合、旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用またはこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

第10条（当社の責任）

1. 当社の責任の範囲は、特段の定めがある場合を除き、第1条第2項に記載した手配行為に限定します。
2. 当社は、旅行契約の履行にあたり、当社または当社の手配代行者の故意または過失によりお客様が損害を被った場合、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、その賠償責任を負います。

3. 当社は、お客様が天災地変、戦乱、暴動、宿泊機関の宿泊サービス提供の中止、宿泊機関の過剰予約受付（オーバーブッキング）による予約取消、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合、その損害を賠償する責任を負わないものとしします。
4. 当社は、手荷物について生じた第2項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限りお客様1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

第11条（お客様の責任）

1. 当社は、お客様の故意または過失により当社が損害を受けた場合、お客様に対して被った全ての損害の賠償を請求することができるものとしします。
2. お客様は、旅行契約を締結するに際し、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後において、第4条第1項に基づき当サイトに掲示された事項の宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一、契約書面と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、宿泊機関において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または当該宿泊機関に申し出なければなりません。

第12条（お客様の個人情報の利用目的及び個人データの第三者提供について）

1. 当社は、利用者の個人情報を、別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとし、利用者は、これに同意するものとしします。
2. 当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報および、当社へ登録の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様が申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、または当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社、土産品店等に対し、電磁的方法等で送付することによって提供いたします。

第13条（この取引条件説明書面に定めのない事項）

本旅行条件書に記載した事項に定めのない事項は当社旅行業約款手配旅行契約の部によります。当社旅行業約款と本旅行条件書との間で齟齬が生じた場合は、本旅行条件書を優先します。

また、運送機関や宿泊機関等のサービス提供者が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該サービス提供者の約款（規約、ガイドライン、ルール等、その他文言は問いません。以下本条において同じです。）が適用になります。当該サービス提供者の提供内容に関して、特約により、本旅行条件書に記載した事項と、当該サービス提供者の約款の記載事項が異なる場合は、本旅行条件書を優先します。

改定日 2020年9月1日 現在

取扱営業所

兵庫県知事登録旅行業3-731号

兵庫県豊岡市大磯町1-79

但馬地域地場産業振興センター

一般社団法人豊岡観光イノベーション

総合旅行業務取扱管理者 藤井 由佳